

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（別添 1）
- (2) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（別添 2）
- (3) 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（別添 3）
- (4) 昭和 36 年郵政省告示第 199 号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 4）
- (5) 昭和 51 年郵政省告示第 87 号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 5）
- (6) 昭和 61 年郵政省告示第 221 号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 6）
- (7) 平成 4 年郵政省告示第 61 号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 7）
- (8) 平成 4 年郵政省告示第 69 号（義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 8）
- (9) 平成 9 年郵政省告示第 666 号（認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 9）
- (10) 平成 18 年総務省告示第 600 号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 10）
- (11) 平成 21 年総務省告示第 304 号（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件）を廃止する告示案（別添 11）
- (12) 平成 21 年総務省告示第 471 号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（別添 12）
- (13) 捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める告示案（別添 13）

2 資料入手方法

意見公募対象については、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）のパブリックコメント欄に掲載します。

3 意見の提出方法

意見書に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 あて

あわせて、意見の内容を保存したディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：3.5 インチ、2HD、CD-R、CD-RW 又は MO

○フォーマット形式：Windows システムに対応したもの

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。

○ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5903

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 あて

担当：成瀬課長補佐、戸部係長

電話：（直通）03-5253-5901

（代表）03-5253-5111 内線5901

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 あて

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※上記のメールアドレスへの広告宣伝メールの送信を拒否します。

メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割する等した上で提出してください。

4 意見提出期限

平成21年12月7日（月）午後5時（郵送の場合も必着）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部衛星移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「無線局免許手続規則、登録点検事業者等規則及び電波法関係告示の改正案等に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。